

金融庁サステナブルファイナンス有識者会議

報告書（案）

—持続可能な社会を支える金融システムの構築に向けて—

令和4年6月●日

目次

1. 本文書について.....	1
2. サステナブルファイナンスの取組みの進捗と課題	5
(1) 取組みと課題の全体像.....	5
(2) 企業開示の充実.....	8
(3) 市場機能の発揮.....	9
a) アセットオーナー・機関投資家	9
b) 個人に対する投資機会の提供	11
c) ESG 評価・データ提供機関.....	13
d) 情報プラットフォーム	14
e) ソーシャルボンド	15
(4) 金融機関の投融資先支援とリスク管理	18
(5) 横断的課題.....	23

1. 本文書について

持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択など、持続可能な社会の構築が大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現する金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠である。

こうした認識に立って、金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」においては、昨年6月、金融行政におけるサステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策を報告書としてとりまとめ、公表した（以下、「報告書」）。

報告書においては、サステナブルファイナンスを「持続可能な経済社会システムを支えるインフラ」として位置づけ、これを政策的に推進していく観点から、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理の3つの柱で施策を取りまとめるほか、横断的課題として、受託者責任、インパクト、トランジション等の論点・課題を掲げている。

これら論点・課題については、金融庁等の関係省庁ほか、民間主体の取組みも含めて、この1年間に様々な進捗が見られたところであり、進捗の状況や更なる課題について、取りまとめて発信していくことが重要と考えられる。

持続可能な経済・社会の構築に向けた諸課題については、脱炭素をはじめとして、国内外で急速な環境変化が続いている。報告書の策定時に想定していた施策や論点について対応を進めると同時に、定期的にサステナブルファイナンスに係る全体状況・課題を取りまとめ、新たな課題に迅速に対応していくことも重要である。

気候変動については、この1年の間に、COP26¹で今世紀中の気温上昇を1.5℃未満に抑えるための取組みの意義が改めて確認され、また、随時公表されたIPCC²第6次評価報告書では、このために温室効果ガス排出量を2025年までにピークアウトさせる必要性が示されるなど、課題の緊急性が高まっている。

報告書で横断的課題の1つとして掲げた脱炭素に向けたトランジションについては、COP26や直前10月に行われたG20で、その重要性が確認され、移行の実効性を確保していくための国際的な原則について官民双方で議論が進んでいる。わが国でも、トランジションに活用する技術の工程を示したロードマップが策定され、これに基づく多排出産業による資金調達等の動きが見られる一方、2030年の中間目標を含む排出量の削減計画の具体化に向けた金融界と産業界の対話などは引き続き大きな課題となっている。

¹ 気候変動枠組条約締結国会議第26回（2021年11月開催）

² 国連・気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）

更には、国際的な需給ひっ迫やウクライナ侵攻を契機としたエネルギー価格の上昇、安全保障に係る懸念の高まり等も、広くサステナブルファイナンスの動向に様々な影響を与える可能性がある。各国では、エネルギー安定供給のための新たな資源や設備の開発の動きが見られる一方、化石燃料からの転換を加速することで、ロシア等へのエネルギー依存の低減を図る動きも見られる。また、安全保障関連産業や自立的な食料供給のあり方なども含めて、持続可能性を確保する取組みを全体としてどう捉えていくべきか、様々な議論が行われている。

気候変動以外の課題についても、例えば、生物多様性について、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD)³が、気候変動に係る TCFD⁴の取組みも踏まえて、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築すべく議論を進めている。⁵

同タスクフォースでは、本年後半に開催見込みである生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) 第二部に向けて、3月に、TNFD の枠組み構築に向けた第一草稿案を公表し、TCFD におけるガバナンス・戦略・リスク管理といった基本的な枠組みを踏襲し、この枠組みの中で生物多様性等に関するリスクも統合的に評価・開示するという提言の骨格を示している。

後述●のとおり、自然資本や生物多様性については、金融庁においても、さらに検討を深めるべきである。

気候変動や生物多様性などの自然環境に係る課題のほか、経済的な格差、労働やダイバーシティ、そして人口減少・少子高齢化など、社会的課題についても、様々な進展が見られた。

³ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : TNFD

⁴ 気候関連財務情報開示タスクフォース : Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

⁵ 同タスクフォースには、昨年 12 月に、わが国からも環境省・金融庁が参画している

(図1) ESGに係る様々なテーマ⁶



政府は、「新しい資本主義」において、市場だけでは解決できない、いわゆる外部性の大きい社会的課題について、新たな官民連携によって、その解決を目指していくとしている。社会面・環境面での責任を企業が果たすことが、事業をサステナブルに維持していくためには不可欠であるとし、社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルトインしていくものとしている。

6月に公表された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画では、例えば、人的資本や男女間の賃金格差等の非財務情報の開示強化を進めていくこととされており、こうした企業開示の充実や投資家との建設的な対話を通じて、企業の持続的な価値創造につなげていくことが期待される。(以下●参照)

更に、有識者会議に設置されている「ソーシャルボンド検討会議」は、ソーシャルボンドの資金用途となるソーシャルプロジェクトの社会的な効果を開示する際の指標例の案について検討を進め、金融庁において、その案を5月に公表した。こうした取り組みが広く社会的インパクトを意識した事業・投融資等の広がりにつながっていくことが期待される。

⁶ 「JPX-QUICK ESG 課題解説集」(2022)などを参考に作成

総じて、この1年の間に、サステナブルファイナンスについては、更なる取組みの加速や議論の広がりが見られている。

投資のすう勢を見ても、世界各国において、ESG 投資額や ESG 関連債の発行額は引き続き増加しており、わが国としても引き続き取組みを実施・加速させていくことが重要である。⁷

本報告書は、昨年6月の報告書の公表以後のサステナブルファイナンスに関する施策の実施状況、国内外の動向変化、これらを踏まえた課題等を取りまとめたものである。

本報告書で取りまとめた課題等については、今後も大きく変化していくことが想定されるものであり、継続的に対応状況と課題を取りまとめることなどにより、実効性ある対応を継続して進めていくことが重要である。

⁷ GSIA(Global Sustainable Investment Alliance)の定義による2018年の世界のサステナブル投資残高は約3,000兆円(30兆6,830億ドル)に対し、2020年は約3,900兆円(35兆3,010億ドル)にまで拡大している。

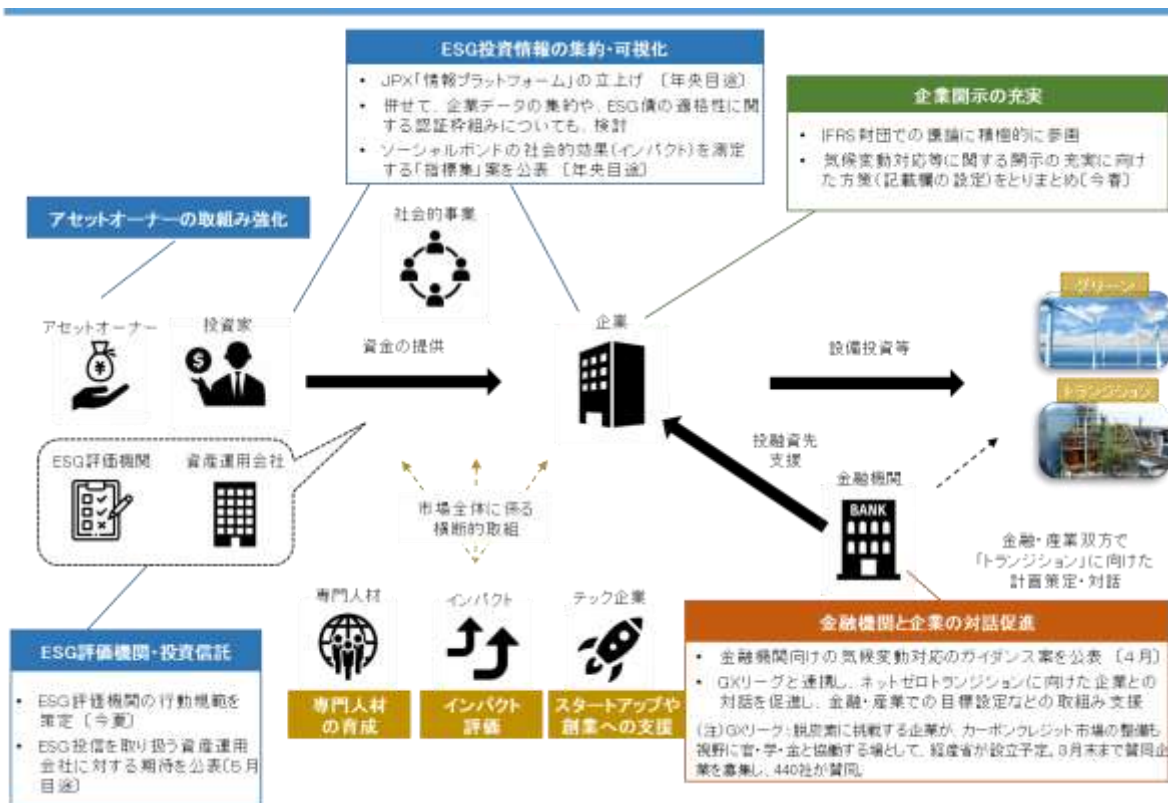
2. サステナブルファイナンスの取組みの進捗と課題

(1) 取組みと課題の全体像

サステナブルファイナンスは、社会・経済構造の全体に変革を促す金融の役割に係る議論であり、資金の出し手・受け手・仲介者、資金の種別（株式・債券・ローン、設備資金や創業資金等）、対象となる分野（環境・ソーシャル・ガバナンス等）、構造転換を可能とする技術や人材、知見など、課題を包括的に捉えて検討していくことが重要と考えられる。

図2は、サステナブルファイナンスを巡るインベストメント・チェーン全体を俯瞰し、昨年6月の報告書を基礎に、この1年に見られた新たな課題も含めて、取りまとめたものである。

(図2) サステナブルファイナンスの取組みの全体像
(第11回資料抜粋。更新予定)



図の中心には、産業・社会構造の転換の担い手となる企業と、これに資金を投じる投資家・金融機関を位置付けている。企業においては、自然・社会環境の変化に応じて様々なサステナビリティに関する取組みが進められており、こ

れが適切に開示されることで、投資家・金融機関にとっても、将来の事業の成長・持続可能性を的確に理解し、投融資等につなげることが可能となる。

資金の出し手である機関投資家においては、持続可能な経済・社会を実現していく観点からは、中長期的な視点で必要資金を提供し、企業の経営に対する規律付けを担うことが期待される。サステナビリティに関する取組みを進める企業の裾野を拡大し、企業との対話を実効的に行うためにも、機関投資家がESG課題や事業への影響、これを解決する技術等について知見を蓄えていく必要がある。

機関投資家のうち、いわゆるアセットオーナー⁸においては、運用資産の成長可能性を高め、例えば、年金基金における年金受給者など、最終的な受益者の便益を長期的に拡大する観点から、自らの投融資に係る基本的な方針において、サステナビリティに関する取組みを如何に考慮していくか、といった点について知見を深めていくことが重要と考えられる。（●参照）

また、アセットマネージャーにおいては、資金保有者・提供者であるアセットオーナーにおけるESG課題の考慮についての基本的な投資方針を踏まえつつ、個々のポートフォリオが合致するよう、投資先企業を適切に理解し、資産の成長・持続可能性を確保することを通じ、オーナーの便益向上に貢献していくことが求められる。

また、市場全体が適切に機能発揮していくためには、機関投資家、企業等の間を専門的に仲介する様々な事業者（intermediary）の役割が欠かせない。アセットマネージャーや投資顧問会社を含む資産運用者もこうした役割を担うが、専門的見地を高めつつ、サステナビリティを考慮した投資信託等の運用方針・ポートフォリオの特性について、正しく投資家が理解出来るよう、態勢整備を図っていく必要がある。（●参照）

ESG評価・データ提供機関も、投資家が、多種多様な企業のサステナビリティに関する取組み等についての的確に理解することが出来るよう、適切なデータを用いて、企業等と適切にコミュニケーションを図り、自らが提供する評価の透明性・中立性を確保するための態勢整備を図っていく必要がある。（●参照）

加えて、こうした企業・投資家・仲介者等の市場全体が有効に機能するためのインフラ整備が重要となる。

⁸ ここでは、機関投資家を、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う資産運用者（投資運用会社などのアセットマネージャー）と、当該資金の出し手を含む資産保有者（年金基金や保険会社などのアセットオーナー）に便宜的に区分している。

報告書では、海外取引所における情報集約の取組みに触れ、ESG債や発行事例等に関する「情報プラットフォーム」の構築を掲げているが、これを踏まえてJPX（日本取引所グループ）において検討を行い、本年年央の立ち上げに向けて準備が進められている。また、サステナビリティに関する企業開示の議論が国内外で進む中で、こうした議論・実践を踏まえて企業データを如何に集計・充実させていくかは、今後の課題と考えられる。（●参照）

また、企業と密接なリレーションを有する金融機関の機能発揮も重要となる。特に、多排出産業を中心に脱炭素に向かって移行を進めるトランジションの取組みの着実な進展が極めて重要となる中で、内外の政策・産業動向、国際的な金融機関の動向も踏まえつつ、顧客企業と脱炭素に係る構造改革を実現していくための対話を重ねていくことが重要となっている。（●参照）

投資家・企業・金融機関等の当事者に共通の課題と報告書で位置付けている「インパクト」については、投融資により環境・社会課題の解決に向けたどのような効果が得られたかを把握する重要な取組みであるが、測定のあり方等に様々な課題があり継続的な検討が必要である。（●参照）

また、脱炭素をとっても、水素、電池、吸収源など専門的な技術の開発・実装が必要であり、脱炭素への貢献可能性を測るインパクトの計測も含めて、わが国と世界が持つ専門技術をこれまでの業種区分にとらわれず評価・活用し、成長の原動力としていくことも課題と考えられる。

最後に、以上の取組全体に係る課題として、急速に重要性が増すサステナビリティに係る課題について、脱炭素に係る産業・金融の知見も含めて、アセットオーナー、アセットマネージャー、金融機関、企業、評価・データ提供機関など、幅広い関係者で知見を向上させていくことも不可欠となっている。また、実務関係者の知見をわが国全体として高める等の観点から、金融庁においても、若い世代への情報提供を充実し、また、多様なステークホルダーとの対話を行うことも重要となる。（●参照）

(2)企業開示の充実

経済社会の持続可能性に係る課題が大きなものとなる中で、これらが自社の事業活動にどのようなリスクと機会をもたらすかを考え、対応戦略を練ることは、中長期的な企業価値の維持・向上にとって不可欠となっている。

投資家・金融機関のほか、取引先や働き手を含む多様なステークホルダーにとって、外部環境を先んじて捉え、戦略の強靭性（レジリエンス）を検証し、成長につなげていく企業の取組みはこれまでになく重要になっている。

また、非財務情報を含む企業のサステナビリティに関する情報開示を活用しつつ、投資家や金融機関と企業が建設的な対話を進めることは、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資すると考えられる。

こうした観点から、報告書においては、IFRS財団における国際的なサステナビリティ開示基準の策定に向けた議論に積極的に参画し、併せて、TCFDに基づく企業開示の質と量の充実を図り、気候変動情報の開示の充実に向けた検討を継続的に進めていくべきことを掲げている。

IFRS財団においては、昨年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設置し、併せて同月に気候変動を中心とするサステナビリティに関する開示基準のプロトタイプを公表、続いて本年3月には基準の公開草案につき市中協議を実施し、本年末までに基準を最終化することとしている。

わが国でも、本年4月から東京証券取引所の市場構造改革が実施され、プライム市場が発足した。同市場に上場する企業については、コーポレートガバナンス・コードにおいて、「国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」こととされており、これに基づく開示の充実が進みつつある。

※以下、企業開示の充実等について追記予定

(3)市場機能の発揮

a)機関投資家(アセットオーナー・アセットマネジャー)

資金の出し手である機関投資家においては、中長期的な視点をもって必要資金を提供し、サステナビリティへの対応を進める企業を支援し、裾野の拡大を図るとともに、企業の経営に対する規律付けを促すことが期待される。

特に、政府によるグリーン・トランスフォーメーションの実現に向けた取組みも含め、脱炭素等の動きが成長に重要な要素となる中で、投資家が、幅広い見地に立って、企業の持続的な成長を促していくことが重要と考えられる。

報告書では、企業との対話を実効的に行うため、機関投資家において、PRI⁹への署名など、ESG投資の積極的な推進やエンゲージメントに向けたコミットメントを強化すること、組織構築や人材育成に向けた取組みを進めること、国際的な取組みに積極的に参画していくことなどを課題として掲げている。

エンゲージメントについては、わが国でもPRIの署名機関が機関投資家を中心として足元5年で倍以上に増えているほか、東証プライム上場企業におけるTCFDに基づく開示が本年度から実施されることとも相まって、機関投資家が、自らの投資やエンゲージメントの方針を明らかにし、企業との間で対話を深化する動きが見られている。

また、機関投資家が、相互に投資方針の確立やエンゲージメント等を支援する国際的な取組みについても、NZAOA(Net Zero Asset Owner Alliance)に大手生命保険会社など5社が加入し、昨年6月の報告書公表時点では1社だったものが大きく増加しているなど、裾野が拡大しつつある。

他方、ESG課題の考慮を含む投資に係る戦略策定等について、依然として態勢整備も含め課題を抱えているアセットオーナーが多いとの指摘がある。

また、母体企業では、生産・流通の脱炭素化、従業員の働きやすさの改善、リーダーシップの改革など、サステナビリティに関する取組みを進めているが、自らが母体である企業年金等におけるサステナビリティの考慮については、更なる取組余地があるとの指摘がある¹⁰。

機関投資家、とりわけアセットオーナーについては、運用資産の成長・持続可能性を高め、最終的な受益者の便益を長期的に拡大する観点から、自らの融資に係る基本的な方針において、サステナビリティに関する取組みを如何に

⁹ 2006年に公表された、機関投資家によるESG投資における規範を定めた「責任投資原則」(Principles for Responsible Investment)

¹⁰ サステナブルファイナンス有識者会議第11回資料7

考慮していくことが必要であるか、といった点について知見を深めていくことが重要と考えられる。

脱炭素等の動きが企業戦略に与える影響が高まる中で、機関投資家における ESG インテグレーション¹¹はわが国でも広まってきている。投資方針の決定や商品選択の場面で実務的にどう ESG 課題を考慮するか、幅広い機関投資家が相互の議論を通じ理解を深めていくことが重要と考えられる。

他方で、特にアセットオーナーについては、各企業を母体とする企業年金、国家公務員・地方公務員の所属する共済組合連合会¹²、生命保険加入者等の資金を運用する生命保険会社など、多様な主体が存在し、その運用実態も様々である。

このため、まずは、例えば、多様なアセットオーナー、アセットマネージャー、所管省庁、有識者、国際機関等が相互に連携し、アセットオーナーが、投資先企業の成長・持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、自らも保有・受託資産の持続的増大を図っていくために現状どのような課題があり得るか、議論と認識共有を図っていくことが考えられる。

なお、こうした議論に当たっては、報告書において整理した、アセットオーナー等が ESG 課題を考慮することと受託者責任との関係についても、併せて浸透させていくことが重要となる（P●参照）。

¹¹ 一般に、ESG 課題を投資判断に織り込むこと等とされている。

¹² それぞれ、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会

b)個人に対する投資機会の提供

ESGやSDGsに対する関心の高まりを背景に、ESG関連公募投資信託（以下、「ESG投信」）の設定が相次いでおり、注目を集めている。一方、これらの投資信託については、「環境配慮をうたいながら、実際の運用プロセスは異なっており、投資家の誤解を招いているのではないか」との懸念も指摘されている（いわゆるグリーンウォッシュ問題）¹³。

資産運用会社の採用するESG投資手法は様々であるが、一般的に、わが国の投資信託は信託財産の成長を目的としており、いわゆるインパクト投資のように環境・社会的効果の創出を目的としていない場合が多い。また、必ずしもESG要素を超過収益の源泉と位置付けて投資銘柄を選定しているとは限らず、企業分析の一要素として考慮しているにとどまる場合もある。さらに、資産運用会社によって、投資銘柄選定時におけるESG要素の考慮や、その後のエンゲージメント活動の深度には差がみられる。

こうした様々な種類のESG投信の実態と、一般投資家が有するESG投信への期待との間に差異が生じていることが、グリーンウォッシュ問題の要因の一つとなっていると考えられる。このため、ESG投資に取り組む資産運用会社においては、適切なESG投資を実行するために必要な組織体制の構築を進めつつ、自社としての明確なESG方針を策定し、運用プロセスの高度化に向けて継続的に取り組むことが期待される。

さらに、投資家が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行なえるよう、運用プロセスの実態に即した一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めることも期待される。

昨年11月以降、金融庁において、ESG投信を取り扱う国内の資産運用会社37社・ESG投信225本を対象に、組織体制、ESG投資の位置づけ、投資戦略・プロセス、エンゲージメントの実施状況、開示の状況等について、調査を実施し、本年5月、「ESG投信を取り扱う資産運用会社に対する期待」¹⁴がとりまとめられた。金融庁においては、これに基づき、投資家保護を図るとともに、健全な市場の発展を実現する観点から、資産運用会社との対話を継続し、2022年度末を目途に監督指針について所要の措置を講じる予定としており、確実な取組みの進捗が期待される。

¹³ 環境改善効果が伴わないにもかかわらず、あたかも環境に配慮しているかのように見せかけること

¹⁴ 資産運用業高度化プログレスレポート 2022（金融庁 2022年5月27日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527.html>

(参考) ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待
(資産運用業高度化プログレスレポート2022 (抄))

資産運用会社において、提供するESG投信の特徴や運用プロセスの説明として「ESG要素を考慮している」等の記載を行っている場合は、以下の各項目において述べる事項に留意し、取組みの改善・向上を図ることが期待される。

1. 総論

運用プロセス・アプローチの一層の強化を継続的に図るとともに、顧客が投資判断を適切に行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、明確な説明や開示を行うべきである。

2. 組織体制

サステナビリティ推進体制の強化やESG投資手法の高度化などを所掌する部署の設置やESG専門人材の確保等、ESG投資を実施するための実効的な体制整備を進めるべきである。

3. ESGインテグレーション

ESGアナリストや運用チームが、個別企業に関するESG評価の内容や理由を正確に共有し、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行えるよう、ファンドマネージャーの属人的な判断のみに委ねず、組織としての一貫性や継続性が確保された体系的な対応も進めていくべきである。

4. ESG評価・データ提供機関

より深度ある企業調査・分析を行うため、ESG評価や個別データの正確性や質を確保する観点から、ESG評価・データ提供機関に対する適切な検証を行うべきである。

5. スチュワードシップ活動

投資戦略に応じて、積極的なスチュワードシップ活動を行い、銘柄選定時に特定したESG関連の事業機会の向上・事業リスクの低減により、企業価値の向上を図るべきである。

6. 開示

顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めるべきである。

7. 外部委託

受託者責任を果たす観点から、外部委託先に対する適切な管理を行い、顧客に対して、商品特性に応じた正確な情報提供を行うべきである。

c)ESG 評価・データ提供機関

サステナブルファイナンスが世界的に拡大する中で、企業のESGに関する取組み状況等について情報を収集・提供し、評価を行う「ESG評価・データ提供機関」の役割が増大している。

報告書においては、ESG 評価・データ提供機関について、評価の透明性と公平性、ガバナンスと中立性、人材の登用や企業の負担等について課題が指摘されており、金融庁において、IOSCO における国際的な議論に積極的に参画しつつ、ESG 評価・データ提供機関の行動規範等について議論を進めるべき旨を提言している。

金融庁においては、報告書を受けて、本年2月「ESG評価・データ提供機関等に関する専門分科会」を設置し、ESG評価・データ提供機関のほか、投資家、企業等も含めて、投資市場全体としてESG評価・データが信頼性のある形で利用されるための環境整備を図るため議論を進めている。

※以下、専門分科会の議論を踏まえて、追記予定

d)情報プラットフォーム

市場全体が有効に機能するためのインフラ整備として、報告書では、ESGに関する投資情報の集約と適格性の確保の観点から、ESG債等に関する情報プラットフォームの構築、企業のサステナビリティ関連データの集約、ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組みを課題として掲げている。

報告書を受けて、昨年10月、JPXにおいては、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置して議論を進め、本年1月、検討会の中間報告書を取りまとめ、公表している。

中間報告書は、ESG投資には、一般の株式・債券投資と比べて、発行価格等の取引情報に止まらない広くESGに係る情報が欠かせないが、現在はこうした情報が十分集約されていないことを指摘している。その上で、JPXにおいて、債券等の発行情報、発行体のESG戦略、外部評価の情報、インパクトを含むレポート情報等を集約する「情報プラットフォーム」を、本年年央目途に立ち上げることとしている。

併せて、プラットフォームにおいては、実務者の理解促進や裾野の拡大にも資するよう、教育コンテンツの提供拡充を図るほか、今後の課題の1つとして、企業のESG関連の情報・データの集約等の検討を進めていくこととしている。

さらに中間報告書は、ESG債等の適格性確保に向けた客観的な認証枠組みについて、市場参加者や当局の間で「グリーン」「トランジション」等の望ましい具体的基準等を共有し、こうした基準等に基づいていることを客観的に確認・認証する枠組みがあれば、第三者評価の透明性・客観性を高め、投資者・発行者が安心して市場参加することにつながるとの意義を取りまとめている。

一方で、足許の市場実態は、世界を含めいまだ発展途上にあり、まずは、発行体や評価機関がどのようにESG適格性を判断したか、具体的な理由等をプラットフォーム上で共有することで比較可能性・透明性向上を図りつつ、その上で、客観的に適格性を認証する枠組みを整備することができないか、サステナブルファイナンス有識者会議とも連携し、引き続き検討を進めるとしている。

情報プラットフォームについては、利用者の利便性（UX）向上を図りつつ、ESG債のほか、ESG関連投資信託など、データを集約する範囲を他の金融商品へと順次拡大していくことが望ましい。また、企業情報についても、立ち上げ時には、債券発行企業のトランジション戦略等をリンクにより集約する形となっているが、順次、例えば温室効果ガスの排出量など、企業のESGデータについても集約し、わが国ESG取引の基盤となることを期待したい。

特に、企業のサステナビリティ情報については、ISSBやサステナビリティ基

準委員会（SSBJ）、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論（●参照）等も踏まえ、今後、開示の充実が図られることが期待される。こうした動きを踏まえ、開示情報システムとも連携しながら、プラットフォームにおける企業データの集約が図られることを期待したい。

e) ソーシャルボンド

持続可能性に係る課題については、気候変動、生態系と生物多様性の危機、海洋プラスチック問題などの自然環境に係る諸課題のほか、社会的課題として、例えば、貧困・飢餓、健康・福祉、教育、格差及びジェンダー平等など、多様な課題が存在する。また、わが国では、高齢社会への対応や地方創生・地域活性化などの課題も考えられる¹⁵。

これら社会的課題の解決に向けた資金を調達するソーシャルボンド¹⁶については、世界的に発行が拡大する中で、国内では公的セクターによる発行例が多く、民間企業による発行は始まったばかりである。経済界等からも、わが国の状況に即した詳細なガイドライン（実務指針）の策定を望む声があり、昨年3月に有識者会議に「ソーシャルボンド検討会議」を設置した。

同検討会議における議論やパブリックコメントを踏まえ、国際標準である国際資本市場協会（ICMA）のソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、先進国課題を多く抱えるわが国の状況にも対応する「ソーシャルボンドガイドライン」を、金融庁において昨年10月に確定・公表した。

¹⁵ ソーシャルボンドガイドラインでは、ソーシャルプロジェクトが対処する社会的課題について、「社会全体又は対象となる特定の人々の幸福（well-being）を阻害し、ひいては脅かすもの」と定義し、「その時々において変わり得るが、社会において客観的に認識されている課題であるべき」としている。その上で、社会的課題の把握については、「国際的な合意等を踏まえて、また、特にわが国の文脈においては『SDGs アクションプラン』等を踏まえて検討することが考えられる」としている。

¹⁶ 調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの）だけに充当される債券

(ソーシャルボンドガイドラインの概要)

ソーシャルボンドの4つの「核となる要素」			
1. 調達資金の使途 (注) 黒字：ICMAソーシャルボンド原則の例示、青字：本ガイドラインの追加例示 ● ソーシャルボンドによる調達資金はソーシャルプロジェクトだけに充当されるべき			
ソーシャルプロジェクトの例 (例) 以下に限定するものではない。		ソーシャルプロジェクトの対象となる人々の例 (例) 以下に限定するものではない。また、一部は必ずしも該当する項目を必要とする。	
① 手ごろな価格の基本的インフラ設備 (例) 輸送機関、近郊・農村村道、災害復旧	④ 雇用創出 (例) 雇用創出、地方創生・地域活性化	例) 障がい者、失業者、女性・性的マイノリティ、高齢者と脆弱な若者、自然災害の被災者、社会的・社会的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民、競争性の拡大等により事業に制約を受けた中小企業等、仕事と子育て/介護等を両立する人々	
② 必要不可欠なサービスへのアクセス (例) 健康、教育、子育て支援、介護支援	⑤ 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム (例) 小規模生産者の生産性向上、気候技術の活用		
③ 手ごろな価格の住宅	⑥ 社会経済的向上とエンパワーメント (例) 市場と社会への公平な参加、女性活躍促進、働き方改革、パラアスリート支援		
2. プロジェクトの評価と測定の規準 ● 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と測定のプロセスを説明すべき ● 評価と測定の規準を説明することが望ましい		3. 調達資金の管理 ● 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき	4. レポートニング ● プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき ● 社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい ● 指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの3段階で示すことが考えられる
ソーシャルボンドの2つの「重要な推奨項目」			
1. ソーシャルボンドの発行のためのフレームワーク ● フレームワークを作成し「核となる要素」への適合を説明すべき		2. 外部機関によるレビュー ● 「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい	

同ガイドラインでは、ソーシャルボンドの発行に当たって、発行体が、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果等を適切な指標を用いて開示すべきとしている。一方、民間企業による国内のソーシャルボンドの発行は始まったばかりであり、国内では指標を用いた開示事例の十分な蓄積がなされていない。

このため、昨年12月に同検討会議の下に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」が設置され、発行体における社会的な効果の開示の参考となるよう、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例示文書の作成を進め、本年5月、その案を金融庁が公表した。

同例示文書においては、わが国の社会的課題に対処する具体的なソーシャルプロジェクトを17例示した上で、各例において当該プロジェクトの社会的な効果がどのような過程によりインパクトに至るかを図示し、アウトプット、アウトカム及びインパクトの各段階における社会的な効果を示すために用いる指標等を例示している。

(参考) ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例(案) 抜粋



同文書案については、パブリックコメントを踏まえ、確定される予定である。今後は、同文書を含むガイドラインのより一層の普及等を通じて、民間企業におけるソーシャルボンドの発行の促進が図られることが期待される。

(4) 金融機関の投融資先支援とリスク管理

間接金融の比率が高く、企業とのリレーションにおいても、諸外国と比べても金融機関が重要な役割を果たしているわが国においては、金融機関の機能発揮が重要となる。

金融機関にとっても、脱炭素化に伴う産業構造の転換が投融資先の重大な事業リスクとなる可能性があるなど、気候変動等のリスクは大きな影響を持ち得るものであり、顧客企業との間で建設的な対話を早め早めに進め、移行リスクの削減と新たな機会の創出につなげていくことが、重要となる。

これらを踏まえ、報告書では、金融機関が、規模・特性に応じて、シナリオ分析の活用を含めて、気候変動リスクの管理態勢を構築し、企業との対話に取り組むよう、金融庁において監督上の目線を含むガイダンスを策定すること、また、中小企業においても気候変動対応が重要となることを前提に、地域経済の持続的成長に向けた取組みを支援していくことなどを掲げている。

こうした金融機関による気候変動対応に係る取組みと、企業における脱炭素に向けたトランジションのあり方については、国の内外で、この1年の間に、とりわけ大きな動きが見られたところである。

(国際的な動向)

国際的には、昨年11月のCOP26の前後以降、2050年ネットゼロ実現に向けた民間機関による連合の動きが急速に活発化している。

具体的には、業態毎に、銀行、保険、アセットオーナー、アセットマネージャー等の連合¹⁷及びこれらを取りまとめるGFANZ (Glasgow Alliance For Net Zero)があるが、この1年間で国内外の参加金融機関が増加し、わが国からも、3メガバンクや大手生命保険会社など、20社程度が参加している。

同連合では、加盟に際して、金融機関自身の排出量 (Scope1・2) のほか、金融機関等が投融資を行う企業の排出量 (Scope3) も含めて、2050年までのネットゼロ実現にコミットし、加入後18か月及び36か月以内に、これを実現するための2030年の排出量の中間目標を設定・公表することとされている¹⁸。

更に、参加金融機関における目標設定や企業との対話を支援する観点から、銀行による連合 (NZBA) と、各連合を取りまとめるGFANZにおいては、金融機関としてのScope3排出量の目標設定のあり方や、産業ごとのネットゼロ実現に

¹⁷ それぞれ、Net Zero Banking Alliance、Net Zero Insurance Alliance、Net Zero Asset Owner Alliance、Net Zero Asset Owner Alliance

¹⁸ わが国でも、一部の大手金融機関において、当該コミットメントに基づき投融資先に係る2030年の中間目標を一部業界について設定・公表する先が既に見られている。

向けた移行計画や経路 (pathway) のあり方等について議論を進めており、国際的な議論全体を今後けん引することも考えられる。

公的部門における国際的な議論においても、昨年10月のG20で承認された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」¹⁹で、2023年までにトランジションファイナンスに係る枠組みを策定することとされた。

G20・SFWG²⁰において、民間部門における上記のような議論の進捗も踏まえ、同枠組みの策定や金融機関の移行計画等の信頼性確保に関し、鋭意作業を進めている。また、SFWGと連携する各種国際機関においても、IPSF²¹は、本年2月、欧州委員会、スイス財務省、日本金融庁を共同議長とするトランジションファイナンス作業部会を立ち上げ、原則の策定作業等を進めている。

(国内における産業分野の取組み)

国内では、産業別の排出削減に資する技術の活用の道筋を示した「分野別ロードマップ」が、この1年の間に新たに7分野²²で策定され、既に公表されていた船舶も含めて、ロードマップに基づくトランジション債券・ローンなどの資金調達の事例が見られている。

更に、本年2月には、脱炭素に挑戦する企業が、カーボנקレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、「GXリーグ基本構想」が経済産業省により公表され、2023年以降の本格稼働に向けて議論を進められている。同リーグに参加する企業は、2050カーボンニュートラルに賛同し、これと整合的な2030年の削減の中間目標（取引先等に係る間接排出を含む）を策定・公表するほか、その達成に向け、サプライチェーンの幅広い主体や消費者・市場への働きかけを進めていくこととされている。

同リーグについては、多排出産業や金融機関を含む幅広い業種から440社が賛同を表明しているところであり、金融機関等としても、GFANZ等の国際的な議論を踏まえつつ、自ら及び顧客の的確な目標設定・実施に資するよう、同リーグ参加企業等との間で建設的な対話を重ねていくことが期待される。

また、地域においても、国際的企業によるサプライチェーンへの働きかけを含めた脱炭素に向けた取組みが加速する中で、関係者が面的な連携を図りながら、各産業・地域の実情に応じた対応を進めていくことが課題となる。

特に中小企業については、業務の状況・影響が様々であり、例えば、エネルギー

¹⁹ https://g20sfgw.org/wp-content/uploads/2022/01/RoadMap_Final14_12.pdf

²⁰ Sustainable Finance Working Group

²¹ International Platform on Sustainable Finance

²² 鉄鋼、化学、電力、石油、ガス、セメント、紙パルプ

ギー利用量の確認や省エネ等の足許で出来る取組みを進めつつ、徐々にエネルギーの共同利用やエネルギー源の転換を図るなど、産業・地域・個別企業の実情に応じた対応を検討していくことが重要となる。

地域金融機関においては、産業・地域・個別企業の実情も踏まえつつ、他の金融機関や自治体・経済団体とも連携しながら、顧客企業の支援の取組みを進め、また、これを行うための知見を向上させていくことが課題となっている。

(金融庁のガイダンス)

金融庁においては、本年4月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(案)」(ガイダンス)を公表し、バーゼル委員会やNGFS等における議論も踏まえ、金融庁と金融機関との対話の着眼点として、気候変動対応に係る戦略策定、リスクと機会の認識と評価やリスクへの対応等に関する金融機関の態勢整備についての考え方を示している。特にシナリオ分析については、大手金融機関における継続的な手法の改善を促すものとなっている。

また、金融機関としても変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保する観点から、地域企業等との対話・支援が重要であるとし、産業・技術・自然環境の変化等の側面に着目し、顧客企業の気候変動に係るリスク・機会を特定し、面的な支援を進めていくことを促している。

当該ガイダンスは、今後の金融庁と金融機関との間での気候変動対応に係る対話の材料となるものであるが、金融庁においては、これを基にしつつ、大手・地域金融機関²³におけるリスク管理・顧客支援等の取組みが更に実効的なものとなるよう、例えば以下のような対応を進めていくべきである。

(大手金融機関に係る対応)

シナリオ分析については、現在、金融庁と大手金融機関との間でパイロットエクササイズを実施している。金融機関は、当エクササイズで明らかになったデータや手法に関する課題等への対応を進めつつ、同分析を自らのビジネス戦略の構築や顧客企業の支援等に活用していくよう、継続的に改善に取り組むことが重要であると考えられる。

このため、金融庁においては、シナリオ分析のデータや手法整備に係る国際的な議論に積極的に参画しつつ、国際的な議論や実務の進展を踏まえ、シナリオ分析のデータ・手法・具体的な活用のあり方等について、金融機関との議論を深めていくことが考えられる。

²³ 同ガイダンスは、対象を銀行・保険会社とし、協同組織金融機関については「顧客企業の支援等の気候変動対応に係る取組を進める上での参考として活用することが考えられる」ものとしている。

また、ネットゼロ連合に加入する金融機関を中心に、今後、ネットゼロに向けた中間目標の設定が加速していくことが想定されるが、目標設定の具体的なあり方等については、国際的に議論が継続中であり、国内でも試行錯誤が続いている。このため、検討を進める金融機関に様々な知見や事例の提供を行って、金融機関間の議論を促進し、併せて、関係省庁と連携しつつ、金融機関と企業が連携して目標設定・実践を進めるための更なる方策等を随時検討し、目標設定に係る目線の確立と、その達成に向けた実践の積重ねを促していくことが重要である。

(地域金融機関に係る対応)

地域金融機関については、自らの拠点とする地域に脱炭素を契機としてどのようなリスク・機会があるのか、自治体等の地域の関係者とも連携して洗い出しを行い、能動的に課題を把握していくことが重要である。

一方で、各地域における対応・分析等は全体としてまだ取組みの途上であり、具体的な対応について悩みを抱える地域金融機関も多い。

このため金融庁としては、まずは、脱炭素等に係る取組みの意義、具体的な取組事例や上記ガイダンスの考え方等について、必要に応じ関係省庁等とも連携しつつ、各地域の関係者と議論を重ね、幅広く浸透させていくことが重要である。

併せて、足元の地域の具体的課題や取組事例を収集・共有することが重要である。各企業のニーズに即した具体的で有効な課題・取組事例、ノウハウを、業界団体とも連携してわかり易く横展開することで、多数に及ぶ関係者の創意工夫・新たな発想等につなげていくことが重要と考えられる。

また、例えば環境省におけるポートフォリオ・カーボン分析支援事業では、投融資先の排出量の算定や分析を通じて、気候変動に関する自らのリスクと機会を検討する手法や、具体的事例について紹介しており、こうした知見も活用し得る。また、同省のESG地域金融促進事業でも、地域金融機関による地域企業の脱炭素化支援等の様々な工夫が見られており、参考となる。²⁴

(フォローアップのあり方)

金融機関による対応については、気候変動を中心に、様々な課題があり、特に変化の著しいところである。

このため、上記の課題や対応の具体策について、有識者や実務担当者を交え、時々の状況や更なる対応の方向等について、本有識者会議としても継続的

²⁴ 環境省「ポートフォリオ・カーボン分析の活用と高度化に向けた検討報告書」(2022年4月22日)、同「ESG地域金融実践ガイド2.1」(2022年3月)

にフォローしていくことが考えられる。

その際、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」や「クリーンエネルギー成長戦略（中間整理）」にも盛り込まれているように、政府全体として、ロードマップの対象分野の拡大、ロードマップの排出経路を定量化した計量モデルの策定、エネルギー転換や生産設備の共同運営等を促進する枠組の整備等を進めていくことを念頭に、こうした施策の状況も把握しながら、環境・産業政策の実情を踏まえた金融機関の実効的な取組みに資するよう、議論を進めていくべきである。

(5)横断的課題

報告書においては、上記の個別的な課題を包含する横断的課題として、受託者責任、タクソノミーとトランジション、インパクトを掲げている。

① 受託者責任

ESG 投資と受託者責任²⁵との関係について、報告書では、ESG 投資が受託者責任に反するものではないとの認識が国際的に一定程度の支持を得ており、むしろ、サステナブルファイナンスの意義を踏まえ ESG 要素を考慮することは、受託者責任を果たす上で望ましい対応と位置づけることができると整理している。

既述のとおり、アセットオーナーは、運用資産の成長・持続可能性を高め、受益者の便益を拡大する観点から、自らの投融資に係る方針でサステナビリティを如何に考慮していくか、といった点に知見を深めていくことが重要と考えられるが、こうした知見共有の前提・一環として、受託者責任についての基本的な整理を共有・普及していくことの意義は引き続き大きい。

運用機関や所管省庁等とも連携し、サステナビリティの考慮に係る課題とともに、議論・浸透させていくことが考えられる。

② タクソノミーとトランジション

EU のほかいくつかの国で検討が進む、「サステナブル」な経済活動を分類する基準（「タクソノミー」）の策定に向けた動きについて、報告書では、いわゆるグリーンウォッシュ等を防止し、サステナブルファイナンスを推進する意義が考えられる一方、その有効性を確保するには、適切な科学的根拠、中央集権的な基準設定のコスト、市場ベースでの ESG 評価の活用等の代替策の検討、各国の段階・条件等の考慮といった課題がある旨を併せて指摘している。

また、国際的には、昨年 11 月、IPSF が EU・中国のタクソノミーを比較し共通点を抽出した「コモングラウンドタクソノミー」報告書及び付属表を公表したほか、昨年 10 月に G20 が公表したロードマップ等²⁶においても、タクソノミーなど、持続可能性目標に沿った投資を実現する方策の比較可能性・相互運用性の向上が、課題として指摘されている。

市場ベースでの取組みも含めて、グリーンウォッシュ等の課題に对应していくための方策については、上述のとおり、JPX が本年 1 月に中間報告書を取りまとめている。同報告書では、「グリーン」、「トランジション」等の ESG 債等の適格性を確保していくための取組みについて、まずは、企業等による ESG 債の発

²⁵ 他人の資金を管理運用する者が受益者の利益のために果たすべき責任と義務

²⁶ https://g20sfg.org/wp-content/uploads/2021/11/Synth_G20_Final.pdf

行を促しつつ、発行情報をプラットフォームに集約し、どのガイドラインに基づきどの様に適格性を判断したかといった評価情報をプラットフォームで集約することで、市場規律を通じた質の向上等を図るとしている。

その上で、基準等については、今後の議論や市場動向を鑑みて、例えば、プラットフォームの機能を拡充する形で、市場参加者や当局で「グリーン」「トランジション」等について適格な内外の基準等を共有することなど、客観的に各債券等の適格性を認証することが出来る枠組みを整備することが出来ないか、金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議」とも連携し、継続的に検討していく、としている。

また、特に、トランジションについては、国の内外で、また、官民双方において、中間目標の設定のあり方等についての議論が加速しており、わが国としても金融・産業双方に有用な情報提供は重要である。P●にもあるとおり、計量モデルの策定や内外の企業・金融機関の取組みの集約など、目標設定に係る目線の確立に向けた取組みが重要である。

③ インパクト・気候変動スタートアップ

サステナブルファイナンスには、金融資本市場が外部性を適正に織り込み、環境や社会課題を考慮した投融資等を行うことで、これらの課題が改善するなど、経済社会全体の便益に寄与することが期待されている。

こうした環境・社会的な効果（「インパクト」）の創出を意図するインパクト投資について、報告書では、環境・社会的効果を評価する手順や手法の確立等に課題があると指摘し、インパクトの創出が企業収益の安定や企業価値の向上につながるという認識が広く共有され、企業による開示と、投資家によるインパクト投資の好循環を創り出していくことが期待されるものとしている。

金融庁とGSG(The Global Steering Group for Impact Investment)国内諮問委員会の共催により開催している「インパクト投資に関する勉強会」²⁷では、一昨年6月の立上げ以降の6回の議論内容を、「第一フェーズの到達点と今後の課題」として、昨年9月に取りまとめた²⁸。

同取りまとめでは、インパクト投資に関する基本的内容について会議関係者で一定の理解が得られたとし、今後は、インパクト創出と経済的リターンが相関する例について認知向上を図ること、多様な関係者をインパクト投資に呼び込むよう、投資・融資等の資産種別に応じた投資手法の進化させていくこと等

²⁷ 2021年夏以降の具体的なテーマについては、本報告書なども踏まえ、今後検討予定。

²⁸ <https://impactinvestment.jp/news/research/20210929-2.html>

の課題に取り組むべく、第二フェーズで議論を行っていくこととしている。

また、投資により効果を与えようとする個別の ESG 課題は様々であるが、特に重要性の高い気候変動分野で効果を発現していくには、効率性の大幅な改善やエネルギー転換など、革新的な技術開発と技術評価が不可欠である。

新たな技術の開発等には不確実性が伴い難しい面もあるが、脱炭素を現実化する確たる技術は開発中の分野も多い中で、開発技術が幅広い実装や利用に至れば、環境改善効果は潜在的には非常に大きくなると考えられる。

特に、大企業等が自己の判断と資本で投資を行う研究・開発と比べ、気候変動等の分野で創業に取り組む企業（以下、クライメートテック企業）の場合は、初期段階で外部、とりわけ出資者から技術の潜在性についての的確な評価を得ることが重要となる。開発・創業初期から収益化までの期間に如何に安定した資金調達を図るかは、創業企業全般の課題であるが、特に気候変動については収益化にまで多くの期間を要するとの指摘もあり、重要な課題である。

クライメートテックの支援として、金融面からは、例えば、投資リターンに止まらない環境インパクトを計測する（例えば、ある技術を導入した結果、温室効果ガスをどの程度削減する効果があったか等の効果を見える化する）ことが出来れば、投融資先の成長と排出量削減に関心を有する金融機関・投資家等から、技術を有する創業企業等への投資需要を喚起出来る可能性も考えられる。

この点、環境省においては、これまでの取組み²⁹を踏まえ、気候変動関連でのインパクト評価を更に推進すべく、諸外国での先行事例も参考に、二酸化炭素排出量の潜在的な削減効果を評価する枠組みの策定に向けた検討を実務者とともに進める予定である。金融庁においても、同検討に積極的に参加するとともに、これも踏まえつつ、クライメートテック企業の創業支援につながる環境整備を検討していくことが重要である。

④ データの収集・公表

国の内外で企業によるサステナビリティの開示に関する議論が進み、また、金融機関のネットゼロに向けた取組みなど、取引先を含む排出量（Scope 3）の把握が重要となる中で、気候変動に係るデータの重要性が殊に高まっている。

企業等が公表するデータについては、既述のとおり、JPX において、開示情報システムとも連携した、利用者の利便性（UX）の高いデータ基盤の整備が図られることが期待される。

²⁹ 2020 年に「インパクトファイナンスの基本的考え方」を取りまとめ、2021 年には、国際的なイニシアティブ等を参考としてインパクト評価の一定の考え方や手法を整理したガイド（「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」）を策定

一方、気温や海水面の上昇、自然災害の頻度・程度等の気象の変化など、自然環境に係るデータについては、既に様々な国内外の研究機関による発表が行われているものの、金融実務で地域や企業等への影響を具体的に把握するために利用していくためには、地域単位や時系列など、網目の細かいデータが重要となる。

この点、金融実務のニーズに即した、適切な粒度のデータについて、研究機関や金融実務家を交えて更なる議論が必要である。

⑤ 専門知見を有する人材

上記のとおりサステナブルファイナンスの推進に必要な施策は多種多様であるが、これら全体を通じて、専門知見を有する人材の育成・充実が、喫緊の課題となっている。

報告書では、例えば、企業と対話を行う機関投資家、ESG商品の販売を担う証券会社や銀行、顧客にアドバイスを行うアセマネ、企業評価を担うESG評価機関など、それぞれの分野・場面に適した人材育成の重要性を指摘している。

現在、JPX「ESG Knowledge Hub」において、企業のESG開示を支援する観点から、上場会社の開示のポイントや開示事例、ESG評価機関の紹介などが行われている。これをプラットフォーム（●節参照）とも適切に連携して拡充し、企業のESG開示支援にとどまらない、広く金融分野の関係者が実践的な知見を得るための情報ハブとして育てていくことが重要である。

足許では、一部の金融関係団体において、サステナビリティに特化した研修や資格試験の立ち上げ等について検討が進んでいる。金融庁やサステナビリティ領域の人材育成に知見を有する専門機関、その他有識者が連携を図り、こうした研修や資格試験を通じて獲得出来ると考えられる知見・技能と、サステナビリティファイナンスの実施のために実務的に必要とされる知見・技能の一覧（スキルマップ）を見える化することが重要である。

スキルマップをJPX「ESG Knowledge Hub」等で一般に周知しつつ、必要な知見・技能に照らして、今後拡充されるべき研修や資格試験などを積極的に後押ししていくことが考えられる。

また、サステナビリティに関する知見を有する金融実務家を幅広く育てていくためには、実務に加わる以前、すなわち就学期から、関心のある者にサステナブルファイナンスに係る知見を提供していく取組みも更に進めるべきである。

具体的には、金融関係団体等とも連携しながら、例えば、大学・大学院における金融関係の講座の中で、サステナブルファイナンスに関する授業の実施、教材の作成を行うことや、高校の公共や家庭科等でのSDGsに関する授業に関連して、サステナブルファイナンスの基本的な概念について解説した教材を作成・配布するといったことが考えられる。

金融庁では、本年4月からの高校学習指導要領改訂で、金融経済教育の内容が拡充されたことを受けて指導教材を作成しており、こうしたものも活用し、消費や投資を通じてSDGs達成を支援する方法や、ESG投資の意義などについて更に浸透していく等が考えられる。³⁰

(多様なステークホルダーとの対話)

更に、実務家や学生に止まらず、広く若い世代や市民その他の多様なステークホルダーに働きかけ、又は意見に耳を傾け、対話を進めることが重要である。

持続可能性に係る諸問題は、自然環境に限らず、これまでの世代の選択により将来世代が影響を受ける、ある国での活動が世界全体の社会活動に影響を与えるなど、世代や地理、立場を超えて影響が及ぶものも多い。

このため、ステークホルダーそれぞれによって、社会課題から受ける影響の内容・程度によって様々な見方があり得るものであり、多様なステークホルダーと対話を行うことで、今後の施策推進に欠かせない重要な視点、新たな気づきを得られる可能性がある。例えば、有識者会議として、サステナビリティに関する諸課題に取り組む若い世代を招き対話を行うことなども考えられる。

³⁰ 例えば、全銀協では高校生向けのサステナブルファイナンスに関する教材を開発しており、こうした取り組みとの連携も考えられる (<https://www.zenginkyo.or.jp/education/material/>)